

労働生産性向上推進事業補助金

労働生産性の向上により、長時間労働の削減、有給休暇の取得促進等に積極的に取り組む中小企業等を支援する補助金です。

業務を効率化して、誰もが働きやすい新しい職場づくりを推進しましょう！！

補助対象者

京都府内に事業所等を有し、以下の(1)～(4)のいずれかに該当するものであり、「中小企業応援隊」又は「(公財) 京都産業 21 のコーディネータ」の推薦を受けたもの。(ただし、みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。)

- (1) 中小企業等経営強化法第2条1項に規定する中小企業者
- (2) きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- (3) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

<上記(1)の中小企業の範囲> 区分に応じて①または②を満たすもの

区分	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

補助対象経費

労働生産性向上に資する機器の導入等に係る経費
(京都府内の事業所等において実施される取組が対象)

◆対象経費例◆

- ・IoT ツールの導入による生産設備の稼働率向上
- ・ロボットの導入による付随的業務の効率化等
- ・ドローンの活用による測量や施工管理等の効率化 等

補助率等

補助対象経費の1/2以内(上限額100万円)

申請期間

令和元年5月15日(水)～8月28日(水)

※応募状況により、追加募集することがあります。

補助金は予算の範囲内で交付するため、補助対象となった場合でも、希望された金額を交付できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

【裏面につづく】